

機動警察隊の隊員が取り扱う事件の処理要領について（例規通達）

（平成16年3月31日）

（栃務第12号、栃地第3号、栃刑総第12号、栃交指第3号）

地域部機動警察隊（以下「機動警察隊」という。）の隊員が、刑事事件、特別法犯事件及び交通法令違反事件の被疑者を検挙した際には、機動警察隊運営規程（平成16年栃木県警察本部訓令乙第7号）第12条の規定により警察署長に引き継ぐ等の措置をとることとなるが、その運用について下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 第12条第1項第2号関係

(1) 交通反則切符の適用事件を検挙した場合

ア 交通反則切符で告知した場合

告知を行った警察官から交通反則切符の提出を受けた地域部機動警察隊長（以下「隊長」という。）は、その内容を点検し、告知内容に誤りがないと認めるときは、当該交通反則切符を交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に（反則切符のうち取締り原票は、交通部運転免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）に）、確実な方法で送付するものとする。

イ 反則者が違反事実を否認した場合（いわゆる「否認切符」の適用事件）

(ア) 隊長は、事件を検挙した警察官（以下「検挙警察官」という。）に対し、捜査報告書、供述調書（甲）、実況見分調書の作成等所要の捜査を行わせてその内容を点検し、別に定める反則者に係る刑事事件報告書により、交通指導課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(イ) 隊長は、(ア)による報告をした場合において、本部長から道路交通法（昭和35年法律第105号）第130条第2号に該当する刑事事件と認めて交通反則切符を返送されたときは、所要の捜査を行い、宇都宮地方検察庁又は宇都宮区検察庁（以下「所管検察庁」という。）に送致するものとする。

ウ 反則金不納付切符の場合

隊長は、交通指導課長に送付した交通反則切符について、後日反則金不納付切符として、交通指導課長又は簡易裁判所を管轄する交通分室所在地の警察署長（宇都宮中央警察署、栃木警察署及び大田原警察署長）から交通反則切符を返送されたときは、別に定める交通（反則）切符返送事件処理簿に登載し、所要の捜査をした上で、所管検察庁に送致するものとする。

なお、当該違反者の所在が判明しなかった事件については、時効1ヶ月前までに、同様に送致するものとする。

(2) 反則者を逮捕した場合

ア 反則者を逮捕した警察官は、被疑者及び証拠品を関係記録とともに、検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

イ 引継ぎを受けた警察署長が、被疑者に対する所要の捜査を終了し、釈放後に反

則告知するときは、告知を行う当該警察署の警察官が作成する交通反則切符に、機動警察隊の検挙警察官が応援派遣した者として署名するものとする。

2 第12条第1項第3号関係

交通切符の適用事件を検挙した場合

(1) 交通切符で告知した場合

告知警察官から交通切符の提出を受けた隊長は、その内容を点検し、告知内容に誤りがないと認めたときは、次により処理するものとする。

ア 三者即日処理（事件の送致、受理、取調べ、処理等交通事件処理のすべての手続を警察、検察庁、裁判所の三者によって即日処理する方式をいう。以下同じ。）

に該当する交通切符については、検挙地を管轄する簡易裁判所（交通分室）所在地の警察署長に引き継ぐ。

イ 在宅送致に該当する交通切符については、隊長が所管検察庁に送致する。

なお、交通切符のうち取締り原票は、免許管理課長に送付する。

(2) 違反者が違反事実を否認する場合（いわゆる「否認切符」の適用事件）

隊長は、検挙警察官に対し捜査報告書、供述調書（甲）、実況見分調書の作成等所要の捜査を行わせてその内容を点検し、所管検察庁に送致するものとする。

(3) 三者即日処理時未出頭又は違反者所在不明切符の場合

隊長は、三者即日処理に該当する交通切符を検挙地を管轄する簡易裁判所（交通分室）所在地の警察署長に引き継いだ後、違反者が三者即日処理時に未出頭又は所在不明等の事由で当該警察署長から交通切符を返送されたときは、交通（反則）切符返送事件処理簿に登載し、所要の捜査をした上で、所管検察庁に送致するものとする。

なお、当該違反者の所在が判明しなかった事件については、時効1ヶ月前までに、同様に送致するものとする。

(4) 交通切符の不適用事件として通常送致する場合（いわゆる「戻し切符」）

隊長は、三者即日処理に該当する交通切符について、検挙地を管轄する簡易裁判所（交通分室）所在地の警察署長に引き継いだ事件又は在宅送致として取扱った事件が、同種違反の前科多数等の事由により、交通切符を適用しない事件として通常送致するよう所管検察庁から送致警察署長に差し戻されたときは、当該警察署長から関係記録の返送を受け、以後違反場所を管轄する警察署長に捜査を引き継ぐものとする。この場合において隊長は、違反を現認（認知）した隊員に対し、現認（認知）報告書等を違反場所を管轄する警察署への応援派遣として作成させ、当該警察署長に関係記録とともに引き継ぐものとする。

在宅送致事件で直接隊長に差し戻されたときも同様とする。

3 第12条第1項第4号関係

(1) 交通切符・交通反則通告制度適用事件以外の交通法令違反事件を検挙した場合

隊長は、強制又は任意事件にかかわらず、検挙した被疑者及び証拠品を関係記録とともに、原則として検挙地を管轄する警察署への応援派遣として当該警察署長に引き継ぐものとする。

(2) 事件の特殊性等から検挙地を管轄する警察署長への引継ぎが適当でない場合

隊長は、ひき逃げ交通事故、共同危険行為等で複数の警察署の管轄区域に及ぶ事

件を検挙した場合において、検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐことが適当でない
と認めるときは、関係部課長と協議の上、処理するものとする。